

令和3年度第5回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和4年1月5日（水）

令和3年度第5回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和4年1月5日（水）午前10時から午前10時30分

2 場所

東大和市役所会議棟第1・2会議室

3 出席者

（1）審議会委員

① 会長	田村 茂	出席
② 職務代理人	池田 陽子	出席
③ 委員	中間 建二	出席
④ 委員	古庄 野火	出席
⑤ 委員	飯田 富雄	出席
⑥ 委員	奥田 真由	出席
⑦ 委員	横山 昌明	出席
⑧ 委員	関田 賢治	出席

（2）市長

尾崎 保夫

（3）事務局

- ① 総務部 阿部部長
- ② 文書課 嶋田課長、吾郷係長、松本主任

（4）説明員

諮問1 企画財政部 藤本副参事、福祉推進課 山田課長

4 議題

（1）諮問案件

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託について

5 会議の公開

会議は公開により行った。

6 傍聴人数

0人

<会議内容>

1 開会

○阿部部長

皆さま、おはようございます。昨年は大変お世話になりましてありがとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひします。それでは、定刻前でございますが、傍聴者の方もいらっしゃらないようで

ございますので、始めさせていただきます。会議に先立ちまして、委員の出席状況を報告いたします。

○嶋田課長

委員8名中欠席者はございません。よって会議は成立しております。以上でございます。

2 市長挨拶

○阿部部長

ありがとうございました。続きまして、市長より、ご挨拶がございます。お願いします。

○尾崎市長

皆さん、こんにちは。また、明けましておめでとうございます。尾崎でございます。本日は、ご多忙なところ、東大和市個人情報保護審議会、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、現在、新型コロナウイルス感染症について、国内では新たな変異ウイルスの市中感染が確認されるなど、まだまだ予断を許さない状況が続いていると、認識しているところであります。こうした中、新型コロナウイルスがもたらす様々な課題に、迅速かつ的確に対応していくことが求められております。市におきましては、既存の事務に加え、事務内容の見直しや、新たな事務の実施も必要であると認識しているところであります。これらの事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取扱いが必要不可欠となってまいりますことから、委員の皆さま方に置かれましては、個人情報保護制度の適正な運用のために、引き続きお力添えをいただきたいと、よろしく願いいたします。新たな年を迎え、本格的な冬の時期となりますが、新型コロナウイルス感染症対策を含め、体調管理にはくれぐれもお気をつけいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 審議会への諮問

○阿部部長

ありがとうございました。次に審議会への諮問でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、読み上げのみを行うことといたします。諮問書につきましては、会長の机の上に置かせていただいております。内容につきましては、皆さま方の机に配布した資料と同じでございますので、そちらでどうぞご確認をお願いいたします。

○尾崎市長

諮問書、東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問をいたします。諮問事項については、事務局より説明をいたします。よろしくお願い致します。

○阿部部長

ありがとうございました。なお、市長は、この後、公務がございまして、退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願い致します。

○尾崎市長

よろしくお願い致します。

4 諮問案件の審議

○阿部部長

本日の諮問事項は、1件でございます。それでは、この先の会議の進行を会長にお願いいたします。会長よろしくお願いいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。本日は、急な招集ということですが、今後、こういった緊急事案で急な招集があると思います。皆さん、ご協力のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、「令和3年度第5回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めさせていただきます。

諮問1「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託について」

○会長

まず、諮問1「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託について」の審議を行います。担当課の説明を求めます。それでは、説明をお願いいたします。

○藤本副参事

おはようございます。企画財政部副参事の藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○山田課長

福祉推進課長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○藤本副参事

それでは、説明させていただきます。資料の3ページをご覧くださいと存じます。諮問1「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託について」ご説明を申し上げます。今回、本事業につきまして、事業の開始を条例第7条第4項に基づき、報告をさせていただきます。併せまして、事務の委託につきまして、条例第10条第2項に基づき諮問させていただくものでございます。諮問の理由につきましては、3ページ下に記載のとおりでございます。本事業につきまして、対象者に速やかに給付金の給付を実施するため、封入封緘作業や発送業務及び電話等の対応技術を持っている業者に、委託をしたいこととございます。

資料の5ページをご覧くださいと存じます。個人情報取扱事務の届出事項につきまして、ご説明をさせていただきます。項目番号5番のところでございます。事務の名称につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業であります。6の事務の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付することとあります。7の対象者の範囲でございます。①です。基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯であります。

ここで資料には記載されておりませんが、市民の皆さまの申請の仕方について、補足をさせていた

だきたいと存じます。申請の方法でございますけれども、①の住民税非課税世帯等に対しましては、市で把握しております課税情報に基づきまして、市から対象者の方に確認書を送付いたします。この確認書には、令和2年度に支給いたしました特別定額給付金、1人当たり10万円を支給した際の口座情報、市で把握している口座情報を記載した上で、確認書をお送りいたします。この確認書の返送を受けた世帯の世帯主に対して給付金を支給する形になります。②番の家計急変世帯につきましては、市報、ホームページ等を通じて制度を周知させていただき、対象者の方からの申請を受け付けるという形になります。

届出書の説明に戻らせていただきます。8番の記録項目につきましては、個人番号、識別番号、氏名、住所、国籍・在留期間、生年月日、年齢、電話番号、収入状況、課税状況、口座情報等となっております。次に11番、個人情報の主な収集元及び収集の根拠規定についてであります。本事業の実施に当たりましては、法令等の定めがあるものとして、個人情報を本人以外から収集させていただきます。この給付金は、法的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく、特定法的給付に指定されております。東大和市個人情報保護条例の規定におきまして、この特定公的給付に指定されますと、法令等の定めがあるものとして、課税情報等を本人以外から収集することが可能となります。裏面の6ページをご覧くださいと存じます。特定個人情報の関係でご説明をさせていただきます。この給付金は、特定公的給付に指定されているため、番号法の規定に基づきまして、個人番号の利用が可能となります。住民税非課税世帯に対する確認書の発送に当たりましては、当市で課税情報を把握しておりません。令和3年1月2日以降の転入世帯につきまして、個人番号を利用いたしまして課税情報を把握させていただき、確認書の発送に繋げてまいります。続きまして、7ページをご覧くださいと存じます。審議会諮問書につきまして、ご説明をさせていただきます。先ほどご説明いたしました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施機関以外のものに委託することにつきまして、個人情報保護条例第10条第2項に基づきまして、意見を求めるものでございます。1から5につきましては、先ほどご説明した内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきたいと存じます。6番の委託の内容・理由欄をご覧くださいと存じます。委託の内容は、(1)申請書等の印刷及び封入封緘事務、(2)電話及び窓口対応に関する事務、(3)申請受付、システムへのデータ入力、決定通知等の作成、発送準備等の事務処理となります。委託の理由につきましては、対象者の方に速やかに給付金の給付を実施するため、封入封緘作業や発送業務及び電話等の対応技術を持っている業者に委託することで、正確で円滑な作業が行うことができるためであります。7番の委託の期間であります。令和4年1月6日から令和4年9月30日までであります。8番の委託に係る個人情報の項目・範囲につきましては、ご覧のとおりでございます。9番の個人情報保護措置の概要でありますけれども、こちらの資料の8ページから10ページにかけて記載しております個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づきまして、個人情報の適正な管理、取扱い等の措置を受託者に遵守させることとしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。説明は終わりました。何かご質問等がございましたら、お願いいたしま

す。よろしいでしょうか。委員。

○委員

この給付金については、できるだけ迅速にということ動いていただいているかと思えますけれども、住民税非課税世帯、前年度の課税実績に基づく給付については、この後の事務の流れと申しますか、給付の時期等がどのような形になっていくのか、また家計急変世帯については、基準としては当然、住民税非課税世帯に準ずるといふことにはなるのだと思えますが、その当たりの申請だとか、確認だとか、また最終的な給付の実施時期等がどのような形になっていくのか、ご説明いただければと思えます。

○藤本副参事

まず、住民税非課税世帯に対する給付の時期でございますけれども、今、確認書の発送の対象者の方を特定した上で、確認書を発送する準備を進めております。今のところ今月中には、遅くとも発送できるように進めておまして、できる限り前倒しができるように、今、全庁を挙げて取り組んでいるところです。遅くとも今月中には、対象者の方に通知が発送できるように準備を進めているところでございます。それから、2点目の家計急変世帯の関係でございますけれども、こちらの受付に聞きましたは、対象者からの申請を受け付けるという形になりますので、市報等でお知らせした上で、実施する必要があるかと思っております。今の段階では、非課税世帯に対する通知の発送を優先させておまして、こちらは準備が整い次第、こちらの申請は合わせて受け付けていくと。時期としては、若干ずれる可能性がございますけれども、こちらについても速やかに、受付の開始をしたいと思っております。以上です。

○委員

今月中に、確認書を送付したとして、確認書ですから市に送り返してもらう必要があるかと思うのですが、そこから、今度、口座への入金までの流れは、どういう形になっているのか。また、家計の急変世帯については、課税情報は厳密に確認がされるかと思うのですが、家計の急変の状況は、どのような形で確認をしていくことになるのか、再度伺いたいと思えます。

○藤本副参事

まず1点目の支払いまでの流れでございますけれども、確認書の返送がございましたら、変更等がない方につきましては、速やかに払えると思っております。確認書の受理した後、おおむね早くも2週間程度で、支払いができると、こちらでは計画しているところです。

それから、2点目のご質問。家計急変世帯の審査の関係ですけれども、こちらは国から審査の基準等が、今、示されておりますが、家計が急変したときの給与世帯であれば、1か月の給料が急変した、下がった金額を1.2倍して、1年間に換算して、その金額がその世帯の住民税の非課税の年収に比べて低いようであれば、そちらの世帯については、コロナの影響で家計が急変したというお申し出を受けた上で、そういう状況であれば、給付金をお支払いするとなっておりますので、そのような形で審査させていただくと考えております。以上です。

○委員

流れについてはわかりました。市の子育て世帯の給付金については、プッシュ型で迅速に、昨年中

に給付はされたと認識しておりますので、こちらについても待つてらっしゃる方も当然いらっしゃるわけで、様々な事務が重なっているかと思いますが、できる限りの迅速な給付をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長

ほかにございませんか。委員。

○委員

2点ほど質問させていただきたいのですが、まず1点目が、特記仕様書の第2条の適正な管理のところなのですが、受託者は改ざん、滅失、き損、漏えいを防ぐために必要な措置を講じなければならないとなつて、この必要な措置というのは、具体的にどのような措置を講じるのか、仕様書以外に、例えば管理方法のマニュアルなど、何かがあるのか、それとも受託者側で必要な措置を考えて、市でそれを吟味するということになっているのか、そのへんを教えていただきたい。もう1点は、特記仕様書の第12条、資料の返還義務のところですが、この受託事務が終了した段階で、多分受託者側に渡っていた文書とか、データを返還してもらおうと思うのですが、それについては返還方法とか、処分する場合は、焼却、溶解、裁断と記載がありますけど、その処分方法について、決まっていたら説明してください。

○藤本副参事

2点目の質問からお話させていただきます。今の段階では、具体的な方法はまだこれから調整をする形になっておりますので、この特記仕様書に基づきまして、具体的な方法について、業者と検討をしてみたいと思いますが、基本的には全て返していただくという形になっておりますので、市の個人情報の扱いと同様に、そちらの個人情報の取り扱いについては、ほかの業務と同じような形で、返していただいた上で処理をしていくという形に考えております。

○委員

返してもらった上で、市で処分する。

○藤本副参事

そういうことです。

○委員

ありがとうございました。

○山田課長

第2条の改ざん防止についての具体的な対策につきましては、まだ具体的な検討という形ではなされておられませんので、これから受託者と綿密に調整した上で、改ざん防止の措置を検討していきたいと考えております。以上です。

○委員

よろしいですか、何点か確認と質問をさせていただきます。今回の想定世帯はどのぐらい、当然これは補正予算で審議されて、委託料が決定されないと執行できないので、それをまず教えてください。それから個人情報という部分でいうと、第9条、再委託の関係。今回3つの事項が委託をされるということで、7ページに記載されていますけれども、これを再委託の可能性という部分で、あるのかどう

なのか。やはりかなり個人情報、所得を含めて、極めて微妙な部分が口座情報がありますので、そういったことで再委託の可能性があるのでどうか、そのへんの執行をきちんとしていただくという部分で、これは考えないといけない項目だと思います。3点目なのですが、非常に細かい話で恐縮ですけども、私もこのPDFでどこから出典しているかわからないのですが、住民税均等割非課税世帯に対する臨時給付金で3ページあるのですね。2ページ目、1ページ目に、先ほどここに資料の付いた市町村から特別区を含めて、住民税非課税世帯に確認書を送付して、なおかつ、返送され、指定銀行口座へ振込と。こういう一連のこれを恐らく、コピペしたのではないか思うのですが、こちらの資料は。その中で、家計急変世帯の該当基準算定方法が、世帯分離の部分が合算同一世帯とみなすと書いてある。備考欄の世帯の状況。これについては、判定する際に、非常に申請が関わりが出てきて、住民基本台帳をアクセスしないとそれは判定できないのだと思うのですね。そのへんについての端末を見て、つまりあそこの会議室か何かに来て、そういうような端末を見て、当然そのパスワード等で見るといことになるのでしょうか、その直接アクセスする部分で、非常に個人情報が関係するので、そのへんは委託業者が直接見るのか、逆に言うと本来は市の職員が見なければならない項目だと思うので、そういう問い合わせについて、逆に市のほうから情報提供するのか、どうなのか、そのへんを確認したいです。3点ほど、1点目は想定世帯数と、2、3については個人情報の保護という部分で、極めて大事なかなということで、質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○藤本副参事

まず、1点目です、件数の関係でございます。市のほうで予算をたてた時の件数で、ご案内させていただきますが、住民税非課税世帯につきましては、9,440世帯、それから家計急変世帯につきましては1,100世帯を見込んでいるというところでございます。それから2点目、再委託の関係でございますが、現時点におきまして再委託については予定をしております。事業所でございます委託先の関係の中でやっていただくという形になっております。それから3点目の端末の関係、その世帯の確認の部分でございますけれども、今回使うシステムにつきましては、基幹系のシステムを使っております住民情報とかの参照するシステムを、そのまま使う形で考えております。確認につきましては、職員が確認をさせていただく形です。今、市民課の職員も今回併任の辞令として出ておりますので、通常、市の業務の中で住民情報確認するようなそれと同じような形で、職員が確認すると。個別のシステムですということではなくて、今あるシステムの中で対応させていただく形で考えております。

○委員

そうすると直接委託業者が判定する際に端末を見て、それで判定するのではなくて、1回市の職員が関わって、そして、例えば良くあるのが、名前が違う、つまり義理の世帯が分離されていて、同一世帯とみなすのは同じ住所で、名字が一緒だったら大体わかるのですが、そうでないケースがありますよね。義理の息子とかそういうものが同一世帯とみなされるのではないかと思うのですが、それについて確認するのはあくまでも市の職員。その情報を委託業者に行って、それで決定通知書が流れる、そういう流れでよろしいのでしょうか。

○藤本副参事

家計急変世帯の審査につきましては、今委員さんがおっしゃったように、なかなか審査が難しい面もあるかなと思っております。単純な例であれば、委託業者のほうで判定できる範囲があるかと思えますけども、今おっしゃられたように、その世帯が分離しているのを同じ世帯に見ないといけない、結構住基情報を細かく見ないといけない状況になりましたら、それはやはり職員のほうで対応させていただく形になると思いますけど、ただ本当にそういうのがなくて、簡単な情報で審査できるものであれば、委託業者の中で判定をするようなケースもあるかとは思いますが、基本的にはそのように考えております。以上です。

○委員

では決定通知書は業者がやるけども、その決定までの審査というのでしょうか、それはあくまでも市がやって、それを業者に伝えてというか、ペーパーでやってという形で想定しているということですか。

○藤本副参事

基本的には市のほうで支給させていただく形になりますので、審査の責任、それについては市が管理させていただく形になります。

○委員

そこが個人情報で非常に微妙だなと思ったのですが、すみません、質問させていただきまして、どうもありがとうございました。

○会長

ではほかにございますか。よろしいでしょうか。私からすみません。勉強不足で申し訳ないのですが、これ昨年暮れにさわいでいた、確認なのですが、5万円ですか。現金とクーポン、あの話でよろしいのでしょうかというのが1点目、まずそれをお聞きしたいです。

○藤本副参事

会長がおっしゃるのは、違う制度でございます。今回は非課税世帯と家計急変世帯を対象を絞ったものですので、違う制度とご理解いただきたいと思います。

○会長

それでは新たにお聞きしたいのですが、こういったことも今回コロナの関係で出てきているわけですが、今後同じコロナに関係なく別な事象でも、緊急的な措置ということで、こういった対応されることが出てくるかと思うのですが、勉強不足なので教えてほしいのですが、例えば市ですと本来議会を通さないといけない案件であっても、市長専決という制度があつて、招集する間がない場合には、そういった市長専決でできるという制度があると思うのですが、その個人情報保護法の中での運用について、運用の中で先に実行して、後に審議会の事後承認を受ける方法というのは、あるのでしょうかということなのですが、緊急に、早急に対応しなければならない時に、そういったものの運用というのが制度の中にあるか、それをお聞きしたいです。

○嶋田課長

それでは私から、今全体的な個人情報の審議会等の流れと理解させていただきました。会長のお言葉で、前段のほうのいわゆる専決処理ということでございますが、こちらはおそらく今回の予算につ

いては専決処理やっているのですよね。予算につきましては、議会にかける間がないということで、この給付金に関する予算は、専決処理という形にさせていただきました、次の定例議会で専決処理の承認を求めるという形で、議案で議会にかける形になります。それと同様といいますか、個人情報保護審をいわゆるその専決処理的に事後承認ということでございますが、今のところそういった制度はございません。なので、今日急遽お集まりいただいて、審議会できちんと諮問をして、ご承認をいただいた後、早ければ明日から順にスタートという流れでございますので、現在のところそういった制度はございませんので、逆にこういう形で緊急でお集まりいただき、昨年度も10回ほど開催したと聞いておりますが、今のところ、そういう制度の流れでございます。

○会長

ありがとうございます。お聞きした理由というのが、実は先ほど最初に聞いた、昨年5万円の現金、あとからクーポンとか、国からそういった話があった時に、先んじて市の自治体のほうで、支給方法を決めて、どんどん動いていたと記憶しています。そういった自治体があったと記憶しているのですが、非常に対応が早い自治体なのかな。たぶんそれも皆さん委託でやると思うのですが、同じような流れの中でやっているはずなのに、早い市はすごく早いとそういう印象受けたのですね。だから事後承認みたいなのがあるのかなと思ったのでお聞きしたのですが、こういった場合でも、必ず保護審に事前にかけて、実施しているという認識でよろしいでしょうか。

○嶋田課長

前段のほうで出ましたいわゆる子育て世帯への臨時給付金でしたかね、あれは当初10万円を5万円の現金と5万円のクーポンと。結果的に、5万円の現金、5万円の現金になったと理解しているのですが、あちらにつきましては、今回の事業と別として、委託に係らない事業ということでございまして、次回の定例の保護審議会で、報告案件という形でさせていただく予定でございます。今回のこちらの、今、審議していただいている件につきましては、先ほどから縷々ご説明ありますが、委託がどうしても入るところで、どうしてもこの部分はやはりきちんと諮問をしたうえで、実施しなければいけないということでの事務の流れになっておりますので、その前の給付金とこの給付金の違いというのは、その部分で、報告案件なのか、いわゆる諮問案件なのかということ、住み分けができていくということでございます。以上でございます。

○会長

はい、わかりました。ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいですか。ほかにないようでございます。それでは、このへんで審議会の意見をまとめさせていただきたいと思っております。諮問1「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託について」は、提案のとおり承認したいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○会長

以上で、本日の議題はこれで終了といたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として「取り扱う個人情報情報は情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とさせていただきます。本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

5 閉会

○会長

ほかに何かございますか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の個人情報審議会を閉会したいと思います。ご協力ありがとうございました。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○嶋田課長

本日は急遽の審議会の開催にも関わらずご出席いただきまして、誠にありがとうございました。次回の個人情報保護審議会につきましては、来月2月9日水曜日午後10時から、こちら同じ会議棟1階第1・第2会議室にて行う予定となっております。次回の審議会もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○会長

それでは終了とさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。お疲れさまでした。